

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2460号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

「つらを見せおもてを見せ
てちるもみじ」は、良寛の句
である。日に照らされる紅葉
には、花では味わうことので
きない華麗さがある。人は華やかな
もの、立派なもので表面を飾りたが
るが、表も裏も、建て前も本音
も、すべてを見せて紅葉は散っ
ていく。

良寛は晩年、腸を患ってか、糞
便の汚れの中で死んでいった。
そうしたなかで、そば近く仕え
ていた貞心尼の歌にこたえた一
句だともいわれている。人間として
の悲惨と高貴が表裏となって宙にま
う思いをさせられる。

「落葉の美学は別離のドラマであ
る」といった人がいる。
秋の静かな午後など、大ぶりの桐



中津溪谷の紅葉 (高知県吾川村)

の枯葉が一枚、風もないのに枝をはな
れて落ちてくる。色鮮やかな紅葉とは
違ったおもむきがある。「桐一葉落ち
て天下の秋を知る」というのは、中国
の古い言葉である。ふと一枚の枯葉が
落ちるのを見ることで秋を感じとる。

落 葉

エッセイスト 山本 兼太郎

人生などの凋落の前兆を知るといっ
こにも使われたりする。

免疫学者の多田富雄さんによると、
葉が落ちるのは、風が吹いたからで
も、目方が重くなつたからでもない。
葉の付け根にある細胞が、秋という

季節の気配を察知すると、かねて組
み込まれている遺伝子のプログラムが
働いて、みずから死んでゆき、そして
枯葉となつて落ちてくる。

樹木が生命を維持して、生きつづ
けていく裏側では、このような
ひっそりとした死が必要とされ
ている。考えてみれば、落葉が
なければ、次の年に春が来ても、
若葉が生えてくることができな
い。何億年もの昔から、季節ご
とに繰り返される季節の別離の
ドラマである。

「じゃ又ね山川くるり桐一葉」は上
甲平谷さんの名句である。風もない
のに桐の枯葉が、ふと枝をはなれ
て、くるりと一回転して落ちる。地
上までの一回転の中に凝縮された人
生を読みとることが出来る。

もくじ

政 策	地方公共団体における情報化の推進状況 = 総務省調査	(2)
フォーラム	多様なまちづくりと行政改革で独自施策を展開 = 福島県三春町	(6)
情 報	カプセルNOW&NEW	(9)
随 想	森を活かす為に	高知県町村会長・吾川村長 藤 富士登.....(10)
情 報	新任都道府県町村会長の略歴 (滋賀県).....	(11)
情 報	政策レーダー	(12)

総務省調査

町村の97%がLAN整備

70%が個人情報保護条例制定

地方公共団体における情報化の推進状況

総務省はこのたび、平成15年4月1日現在の地方公共団体の行政情報化の推進状況の調査結果をまとめ、「地方自治情報管理概要」として公表した。

情報通信技術（ＩＴ）の飛躍的な発展を背景としたＩＴ革命と政府のe・Japan構想により、我が国の行政の分野も急速にデジタルネットワーク化が進行していることが調査結果の数値に反映されている。一方、ハッカーやコンピューターウイルスなどのネット犯罪が多発していることから、サイバーセキュリティの確立は急務とされており、多くの自治体がセキュリティポリシーの策定、ウイルス対策に取り組んでいる。また、行政機関の保有する個人情報保護についても条例を制定する団体が増えている。

第1章 行政情報化の推進状況

第1節 電子自治体の推進状況

1、電子自治体へ向けた推進体制
電子自治体へ向けた推進体制について、庁内横断的な情報化推進委員会等を設置している団体は、都道府県においては32団体、市町村においては1,054団体であった。外部の有識者を招いた委員会等を設置している団体は、都道府県においては10団体、市町村においては73団体であった。

2、CIO（情報統括責任者）の任命状況
CIO（情報統括責任者）の任命

については、都道府県においては17団体が任命しており、市町村においては555団体で任命している。

また、CIOの任命状況については、都道府県では「副知事」が9団体と最も多く、市町村においては「助役」が374団体と最も多かった。

3、電子自治体へ向けた推進計画
電子自治体へ向けた推進計画を策定している団体は、都道府県においては45団体、市町村においては729団体であった。

また、電子自治体へ向けた各種計画等の内容については、都道府県においては「庁内LANの整備」が全団体と最も多く、市町村においても

「庁内LANの整備」が3,040団体と最も多かった。

4、ホームページの開設状況

ホームページの開設状況については、都道府県においては全団体が開設しており、市町村においては3,153団体であった。

5、行政手続きのオンライン化の実施状況

行政手続きのオンライン化の実施状況については、都道府県においては「公共施設予約等のオンライン化を導入している」が24団体と最も多く、市町村においても「公共施設予約等のオンライン化を導入している」が892団体と最も多かった。

6、電子申請・届出等の共同運営の実施状況（都道府県のみ回答）

電子申請・届出等の共同運営の実施状況については、電子自治体推進のための都道府県及び市町村参加の協議会等を設置している団体は、34団体であった。

7、議会の電子化の実施状況

議会の電子化の実施状況については、都道府県においては「本会議の審議日程・審議項目をホームページで公開している」が45団体と最も多く、市町村においても「本会議の審

議日程・審議項目をホームページで公開している」が860団体と最も多かった。

第2節 情報セキュリティ対策の実施状況

1、セキュリティポリシーの策定状況
行政や住民の個人情報の漏洩を防ぐため、情報セキュリティ対策は重要となっている。セキュリティポリシーの策定状況については、セキュリティポリシーを策定している団体は、都道府県においては38団体、市町村においては947団体であった。

また、セキュリティポリシー対策の実施状況については、都道府県においては「サーバ室等の入室管理」、「サーバ等の停電対策」及び「データのバックアップ」が全団体と最も多く、市町村においては「データのバックアップ」が2,839団体と最も多かった。

2、ウイルス対策の実施状況

ウイルス対策の実施状況については、ウイルス対策を実施している団体は、都道府県においては全団体が実施しており、市町村においては2,996団体であった。

政 策

また、ウイルス対策の実施内容については、都道府県においては「サーバ及び端末におけるウイルス対策を実施している」が全団体と最も多く、市町村においても「サーバ及び端末におけるウイルス対策を実施している」が2、837団体と最も多かった。

3、セキュリティ監査の実施状況
セキュリティ監査の実施状況については、団体内部でセキュリティ監査を実施している団体は、都道府県においては4団体、市町村においては183団体であった。

第3節 情報システム等の整備状況

1、機器構成及び機器の整備状況
パソコンの設置状況の変遷については、平成15年4月時点におけるパソコンの設置台数は、都道府県においては426、692台であり、市町村においては924、915台である。

機器構成及び機器整備状況については、パソコンの所在について、都道府県においては本庁が149、521台、出先機関が277、171台となっており、市町村においては本庁が619、796台、出先機関が305、119台となっている。外部へのネットワーク接続のパソコン台数は都道府県においては344、171台、市町村においては485、740台である。
総合行政ネットワーク(LGWA N)に接続しているパソコンは、都

道府県においては272、920台、市町村においては80、095台である。

2、電算処理システムの導入状況
電算処理システムの導入状況については、都道府県においては「人事・給与システム」、「法人事業税システム」及び「自動車税システム」が全団体と最も多く、市町村においては「住民記録システム」が3、013団体と最も多かった。

3、全庁LANの整備状況
全庁LANの整備状況については、全庁LANを構築している団体は都道府県においては全団体、市町村においては2、919団体であった。

また、これらの外部接続先については、インターネットへの接続が、都道府県においては44団体、市町村においては2、351団体、国の機関との接続が、都道府県においては36団体、市町村においては516団体、他の地方公共団体への接続が、都道府県においては29団体、市町村においては557団体、市町村内の公共施設への接続が、都道府県においては15団体、市町村においては1、540団体であった。

また、利用されているLANの機能については、イントラネット(通信プロトコル(通信をするときの約束)TCP・IPをはじめとするインターネット標準の技術を用いし庁内のインターネットを構築すること。コストダウンが図られ、現在主流のシステム構築法。)の機能を有す

る地方公共団体が、都道府県においては全団体、市町村においては2、267団体、電子メールを有する団体が、都道府県においては全団体、市町村においては2、670団体、電子掲示板を有し、情報を共有している団体が、都道府県においては全団体、市町村においては2、331団体、文書管理システムを導入している団体が、都道府県においては22団体、市町村においては839団体であった。

また、これらに追加して、最近V OIP(通信プロトコルTCP・IPの機能を利用して音声データを送受信する技術。LANの回線を用いて内線電話として利用するため電話代が無料になる。)の技術を導入している団体が、都道府県においては3団体、市町村においては113団体であった。

4、県域WANの整備状況(都道府県のみ回答)

県域WANの整備状況については、構築済みの団体が、26団体と最も多かった。

5、行政情報化推進に関する職員・経費の状況

地方公共団体において行政情報化を推進する行政情報化担当課職員(各地方公共団体において採用された職員であり、行政情報化担当課に所属する職員)の職員数については、都道府県においては1、179人、市町村においては32、901人であった。また、派遣要員(各地方公共団体において、外部委託等により

業務を委託し、当該業務を処理するために民間企業等から派遣された者)については、都道府県においては600人、市町村においては2、448人であった。

行政情報化推進に関する経費については、平成13年度以降の経費については、電子自治体の推進等から増加で推移している。

第4節 地理情報システム(GIS)の整備状況

1、概況

地理情報システム(GIS:Geo-graphic Information System)は、「地理的位置を手がかりに位置に関する情報を持った電子データ(空間データ、または地理情報)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム」である。政府においては、平成7年度以降、GIS関係省庁連絡会議が創設され、GISの普及と国土空間データ基盤の整備に向けた取組が行われている。総務省においては、地方公共団体を利用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータ(例えば、道路、街区、建物及び河川等)を各部局が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムである統合型GISの導入を推進している。

(1)個別型GISへの取組状況

地方公共団体における個別型GISへの取組状況は、都道府県におい

政 策

個人情報保護の条例制定状況

団 体 区 分	総団体数	団体数 (制定率)
都 道 府 県	47	47 (100.0)
特 別 区	23	23 (100.0)
政 令 指 定 都 市	13	13 (100.0)
市(政令指定都市を除く)	664	582 (87.7)
町 村	2,513	1,748 (69.6)
合 計	3,260	2,413 (74.0)

ては、個別型GISへの導入している団体は46団体であり、市町村においては1、103団体であった。(2)個別型GISの主な利用業務 都道府県及び市町村における個別型GISの主な利用業務は、都道府県においては、「農林政」業務及び「その他」業務がそれぞれ33団体と最も多く、市町村においては、「固定資産税」業務が591団体で最も多かった。(3)個別型GISの開発経費 都道府県における個別型GISの開発経費 都道府県における個別型GISの開発経費については、今回の調査において、最も多額の開発経費が計上されているのは「水道」業務であった。

た。3、統合型地理情報システム(統合型GIS) (1)統合型GISへの取組状況 地方公共団体における統合型GISへの取組状況は、都道府県においては、統合型GISを既に導入している団体は7団体であり、市町村においては158団体であった。(2)統合型GISの開発経費 都道府県における統合型GISの開発経費 都道府県における統合型GISの開発経費については、今回の調査において、最も多額の開発経費が計上されているのは「その他」業務、次いで「農林政」業務であった。市町村における統合型GISの開発経費 市町村における統合型GISの開発経費については、今回の調査において、最も多額の開発経費が計上されているのは「固定資産税」業務であった。(3)今後の統合型GISの展望 統合型GISの効果・整備過程における問題点 統合型GISの効果として挙げられた項目は、都道府県においては「データ整備の二重投資の防止」が45団体と最も多く、市町村においては「情報の共有化による業務の効率化・高度化」が2、629団体と最も多かった。また、統合型GISの整備過程における問題点として挙げられた項目は、都道府県においては「財源がな

い」が7団体と最も多く、市町村においても「財源がない」が162団体と最も多かった。 統合型GISの担当(予定)部署 統合型GISの担当(予定)部署については、都道府県においては「情報管理の担当部署」が17団体と最も多く、市町村においても「情報管理の担当部署」が541団体と最も多かった。(なお、GISがまだ導入されていない地方公共団体においては、担当予定部署についてご回答いただいた。) 地物の整備状況について 共用空間データベースの構築に必要とされる地物の整備状況については、都道府県においては、「道路中心線」及び「河川水涯線」が10団体と最も多く、市町村においては「境界」が225団体と最も多かった。

252団体増加している(11・8%増)。 都道府県、指定都市及び特別区においては、全ての団体が個人情報の保護に関する条例を制定している。 なお、この他に個人情報を取り扱う一部事務組合等においても133団体が個人情報の保護に関する条例を制定しており、都道府県及び市区町村と併せて、2、546団体が個人情報の保護に関する条例を制定している。 また、条例ではなく、規則や規程等により個人情報保護対策を講じている市町村が415団体あり、条例を制定している2、413団体と併せて、全団体数の86・7%に当たる2、828団体が何らかの形で個人情報保護対策を講じている。

第2節 条例の規定内容

個人情報保護に関する条例の対象データの処理範囲として、従来は電子計算機処理に係る個人情報のみを対象としている団体が多かったが、近年は手作業処理(マニュアル処理)に係る個人情報も対象とする団体の割合が増加している。 また、条例で定められている主な規定内容としては、個人情報の収集・記録の規制、利用・提供の規制、維持管理等に関するもの、自己情報の開示・訂正請求等に関するもの、外部委託に関するもの、個人情報処理に係る職員等の責務に関するもの、苦情処理や不服申立手続等の申出等への措置等がある。

第1節 条例制定団体の推移

地方公共団体において個人情報の保護に関する条例が制定され始めたのは昭和50年代前半のことであるが、電子計算機による個人情報の処理が進展するにつれ、個人情報の保護を条例によって制度化する団体が年々増加している。

平成15年4月1日現在、都道府県及び市区町村においては、全3、260団体中74・0%(約4分の3)に当たる2、413団体が個人情報の保護に関する条例を制定しており、制定団体数は前年度と比較し、

政 策

(参考) 全庁LANの整備状況

団体区分	団 体 数	運 用 団 体 数	設 置 台 数			団 体 数					
			サ ー バ	パ ソ コ ン	プ リ ン タ	有外部 接続 無の	外 部 接 続 先				
							ネ ッ ト	国 の 機 関	公 他 共 の 団 体 方	公 市 共 町 設 内	そ の 他
都 道 府 県	47	47 (100.0)	5,700 (121.3)	300,556 (6,394.8)	43,964 (935.4)	47 (100.0)	44 (93.6)	36 (76.6)	29 (61.7)	15 (31.9)	5 (10.6)
特 別 区	23	22 (95.7)	504 (21.9)	22,542 (980.1)	4,835 (210.2)	18 (78.3)	16 (69.6)	3 (13.0)	3 (13.0)	6 (26.1)	2 (8.7)
市 政 令 指 定 都 市	13	13 (100.0)	1,209 (93.0)	55,758 (4,289.1)	10,477 (805.9)	12 (92.3)	12 (92.3)	5 (38.5)	3 (23.1)	3 (23.1)	2 (15.4)
町 市(政令指定都市を除く)	664	644 (97.0)	10,013 (15.1)	351,500 (5,294.4)	73,612 (110.9)	605 (91.1)	540 (81.3)	125 (18.8)	123 (18.5)	389 (58.6)	67 (10.1)
村 町	2,513	2,240 (89.1)	11,601 (4.6)	233,922 (93.1)	58,666 (23.3)	2,065 (82.2)	1,783 (71.0)	383 (15.2)	428 (17.0)	1,142 (45.4)	265 (10.5)
小 計	3,213	2,919 (90.8)	23,327 (7.3)	663,722 (206.6)	147,590 (45.9)	2,700 (84.0)	2,351 (73.2)	516 (16.1)	557 (17.3)	1,540 (47.9)	336 (10.5)
合 計	3,260	2,966 (91.0)	29,027 (8.9)	964,278 (295.8)	191,554 (58.8)	2,747 (84.3)	2,395 (73.5)	552 (16.9)	586 (18.0)	1,555 (47.7)	341 (10.5)

下段は普及率(%)

団体区分	団 体 数	LANの機能(団体数)											
		ネ ッ ト ト ラ	電 子 メ ー ル	電 子 掲 示 板	ル ス ケ 管 ジ ユ 理	施 設 等 管 理	文 書 管 理	電 子 会 議	電 子 決 裁	共 フ ァ イ ル 有 の	共 プ リ ン タ 有 の	共 V o i p 有 の	そ の 他
都 道 府 県	47	47 (100.0)	47 (100.0)	47 (100.0)	39 (83.0)	41 (87.2)	22 (46.8)	23 (48.9)	14 (29.8)	41 (87.2)	41 (87.2)	3 (6.4)	2 (4.3)
特 別 区	23	20 (87.0)	22 (95.7)	20 (87.0)	17 (73.9)	15 (65.2)	7 (30.4)	9 (39.1)	5 (21.7)	21 (91.3)	22 (95.7)	1 (4.3)	2 (8.7)
市 政 令 指 定 都 市	13	13 (100.0)	13 (100.0)	13 (100.0)	10 (76.9)	10 (76.9)	1 (7.7)	1 (7.7)	1 (7.7)	13 (100.0)	13 (100.0)	2 (15.4)	0 (0.0)
町 市(政令指定都市を除く)	664	580 (87.3)	620 (93.4)	559 (84.2)	543 (81.8)	482 (72.6)	214 (32.2)	184 (27.7)	56 (8.4)	585 (88.1)	620 (93.4)	35 (5.3)	43 (6.5)
村 町	2,513	1,654 (65.8)	2,015 (80.2)	1,739 (69.2)	1,779 (70.8)	1,549 (61.6)	617 (24.6)	482 (19.2)	107 (4.3)	1,996 (79.4)	2,133 (84.9)	75 (3.0)	105 (4.2)
小 計	3,213	2,267 (70.6)	2,670 (83.1)	2,331 (72.5)	2,349 (73.1)	2,056 (64.0)	839 (26.1)	676 (21.0)	169 (5.3)	2,615 (81.4)	2,788 (86.8)	113 (3.5)	150 (4.7)
合 計	3,260	2,314 (71.0)	2,717 (83.3)	2,378 (72.9)	2,388 (73.3)	2,097 (64.3)	861 (26.4)	699 (21.4)	183 (5.6)	2,656 (81.5)	2,829 (86.8)	116 (3.6)	152 (4.7)

下段は普及率(%)

団体区分	団 体 数	運用管理状況(団体数)								
		管シ ス 理 テ 者ム	ウ フ ォ イ ー ル	規 運 用 管 定 理	マ 障 ニ コ 害 ア ル 時	利 用 者 研 修	対 ウ イ ル 策 ス	運用管理体制		
								自 己	委 託	併 用
都 道 府 県	47	47 (100.0)	46 (97.9)	38 (80.9)	33 (70.2)	42 (89.4)	47 (100.0)	0 (0.0)	16 (34.0)	31 (66.0)
特 別 区	23	19 (82.6)	17 (73.9)	19 (82.6)	18 (78.3)	20 (87.0)	20 (87.0)	3 (13.0)	1 (4.3)	18 (78.3)
市 政 令 指 定 都 市	13	10 (76.9)	13 (100.0)	10 (76.9)	8 (61.5)	12 (92.3)	13 (100.0)	0 (0.0)	2 (15.4)	11 (84.6)
町 市(政令指定都市を除く)	664	531 (80.0)	544 (81.9)	391 (58.9)	215 (32.4)	502 (75.6)	629 (94.7)	242 (36.4)	42 (6.3)	360 (54.2)
村 町	2,513	1,525 (60.7)	1,668 (66.4)	805 (32.0)	398 (15.8)	1,218 (48.5)	2,037 (81.1)	822 (32.7)	318 (12.7)	1,100 (43.8)
小 計	3,213	2,085 (64.9)	2,242 (69.8)	1,225 (38.1)	639 (19.9)	1,752 (54.5)	2,699 (84.0)	1,067 (33.2)	363 (11.3)	1,489 (46.3)
合 計	3,260	2,132 (65.4)	2,288 (70.2)	1,263 (38.7)	672 (20.6)	1,794 (55.0)	2,746 (84.2)	1,067 (32.7)	379 (11.6)	1,520 (46.6)

下段は普及率(%)

多様なまちづくりと 行政改革で独自施策を展開

現 地 レ ポ ー ト



満開の花を纏う滝桜

み はる まち

福島県

三春町

◆三春町の概要

本町は福島県のほぼ中央、阿武隈山系の西裾に位置し、中核市である郡山市と隣接する旧三春藩秋田氏5万石の小さな城下町である。町域は東西に12・5km、南北に15・7kmの72・76km²で、標高230mから510mの緩やかな山並みが続く丘陵地で、気候は内陸性で降雨・降雪も少ない。町の中央部が市街地、北部・南部が農村地域となっており、町南部には国直轄の三春ダム、「さくら湖」と国指定天然記念物で日本三大桜の一つといわれる紅しだれの「三春滝桜」がある。

昭和30年の町村合併で1町6村が合併して現在の三春町となり、人口約2万人、世帯数は約5千7百戸で、従来は農業主体の就業構造であったが、平成12年度の国勢調査では第1次産業約11%、第2次産業約38%、第3次産業51%である。

◆主なまちづくり事業

主なまちづくり事業は、次のとおりである。昭和58年度の地域住宅計画(ホープ計画)の指定を受けての



フォーラム

住宅の整備、平成3年度の「うるおい・緑・景観モデル市町村」の指定を受けての市街地の整備、「地域に開かれたダム」の指定を受けてのダム周辺環境整備事業と自然観察ステーションの整備、田園生活を創造するための事業としての「田園生活館」や「紙漉の里」の建設、「寝たきりゼロ作戦の推進」、「在宅福祉が主、施設福祉が従」、「地域における助け合い福祉」の基本方針による高齢者住宅併設の「福祉会館」の建設、「三春町学校建築研究会」の発足と教育改革を展望した学校建築の実施、「三春町国際交流協会」の発足と米国ライスレイク市との姉妹都市締結と交流、平成5年度には日米合作による国際交流館「ライスレイクの家」の建設などである。

◆まちづくり協会活動

町民参加を基本に、その合意形成を行いながら「まちづくり」をすすめる。昭和51年度に全町的な組織として「三春町まちづくり協議会」を設立し、昭和57年度には町内7地区（町村合併以前の旧町村単位）に「まちづくり協会」が設立された。まちづくり協会は、行政区長や地区住民の様々な団体の代議委員が委員となり、それぞれ担当分野ごとに部会を組織し、地域づくりを実践している。また、年1回町執行者等の出席を求め、地域づくりに対する意見交換を行ったり町政の執行状況を聞く「まちづくり懇談会」を開催している。例年11月頃に行われ、町の新年度予算編成に活かされている。

◆行財政改革大綱

数々のまちづくり事業を推進しながらの本町の行財政改革は、平成10年度に策定した「三春町行財政改革大綱」が出発点である。大綱は「行財政改革の背景」、「基本方針」、「行財政改革の重点事項」で構成されている。行財政改革の重点事項としては、事務事業の整理・合理化、組織機構の改革、定員管理と給与の適正化、人材の育成・確保、行政サービスの向上、開かれた町政の推進、経費の節減合理化、公有財産の管理運営等をかかげ、各事項ごとに小項目をたてて具体的に取組みんでいる。以下は、その主な取組みについて紹介したい。

◆事務事業評価管理方式の導入

平成10年度から、各担当者が自らの担当業務を自己評価することを主旨として「事務事業評価管理表」の作成に着手した。現在まで、町独自の事務事業評価管理方式に基づき、毎年200以上の事務事業について管理表を作成することにより、事務事業の評価と改善に努めている。また、財政分析として、平成10年度から普通会計の貸借対照表を作成している。さらに、平成13年度からは決算統計と同様の手法により、各事業単位ごとに経常的収支計算書と投資的収支計算書からなる町独自の「行政収支計算書」を事務事業評価管理表と一体的に作成し、事務事業の財政分析を実施している。

◆文書ファイリングシステムの導入

従前の町の文書管理は、個人の責任による簿冊管理方式であったため、文書の私物化、文書検索の非効率化、職務環境の悪化などの欠点があった。そこで、これらを解消するため、行財政改革の一環として、平成10年度より文書管理の手法として、ファイリングシステムを全庁的に導入した。その特徴としては、フォルダーへの文書収納、ガイドを利用した文書分類及びキャビネット利用による文書の共有化、ファイリング基準表による文書発生から保存・廃棄までの文書の効率的な一貫管理があげられる。これによって、文書検索性の向上、事務の効率化、



●さくら湖自然観察ステーション



●田園生活館



●三春交流館「まはら」

●月1回の「ファイリングの日」



長部局が特別会計で担当していたが、平成14年度から6事業すべてについて地方公営企業法適用とし、「水道事業会計」、「下水道事業会計」、「宅地造成事業会計」の3つの会計を企業局が管理運営している。事業統合のメリットとしては、管理業務の集中処理による人員・経費の削減、技術職員の集中配置による職員の能力開発、上下水道窓口一本化による住民サービ

経営資源（ひと・もの・かね・情報）確保のリスクが回避できることなどがあげられる。

◆組織機構の改革

執行機関を強化するとともに、その役割と位置付けを明確にして集団型の実務者機関の組織とするため、平成13年度から従来の上位下達式の課・係のピラミッド型構造を廃止し、長部局を3つの部門に括り、個人担当・個人責任制のフラット構造に改め、より機動的な組織とした。これに伴い課長、課長補佐、係長といった「職名」は廃止し、参事、総括主幹、主幹、主任主査、主査、主事といった「職能名」のみを残した。なお、本町では平成12年度から助役が収入役の事務を兼掌している。

◆政策協議機関の設置

地方分権により、地方自治体には高度の専門性などが必要とされていることから、政策形成過程の透明性を図り政策立案と決定責任を明確にするために、長の諮問機関であった既存の町振興対策審議会を活用して、町民代表の委員、学識経験者などによる公開の会議を開催し、政策討論・協議を行っている。この審議会は「政策課題の提起」、「政策課題の協議」、「報告」などという形で議題を内容によって分けて毎月開催している。このことよって職員員には政策課題に対応する情報収集、事

務整理能力や方針、計画をまとめあげたり説明する能力が一層求められ、職員の政策形成能力の向上も図られている。

◆今後の課題

本町は、現在国が推進している市町村合併問題について、7地区まちづくり協会を単位とする「地区住民」、「町議会」、「町執行者」が一体となり昨年度協議検討を行った。その結果、当面合併しないで三春町の歴史、文化と自然を活かし、まちづくりを継続して推進することに決定した。しかし、人口2万人規模の本町が特色ある独自のまちづくりを継続するためには、従来進めてきた数々の行財政改革を検証しつつ、「事務事業評価管理」をより向上させ行政の効率化を図ることが不可欠といえる。そのためには、職員一人ひとりが事務事業評価管理の目的を理解し、分析能力や政策形成能力を身に付け、さらには住民にきちんと説明し、理解され信頼されることが大切である。事務事業評価管理システムが行財政改革の特効薬ではないがシステムを構築し、定着させ行財政改革を図っていく必要があると考え

(三春町財政企画総括主幹 橋本 国春)

職務能率の向上、執務環境の向上、町民へのイメージアップなどの効果があったところである。現在も、毎月1回ファイリングの日と定め、職場ごとにファイリング状況の自主点検と各職場の文書管理責任者からなる文書主義委員会を開催するなど、文書主義の徹底に努めている。

◆民間委託の推進

民間委託が進んでいる部門は企業局である。本町の企業局は水道事業（水道・簡易水道）、下水道事業等（公共下水道・農業集落排水・個別排水処理）、宅地造成事業の6事業を担当している。従来、水道事業以外は

スの向上、水道・下水道、浄化槽の工事の一元的管理、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の組み合わせにより生活排水を総合的に整備できることなどがあげられる。さらに企業局では、事業の管理運営業務を積極的に民間へ委託している。その主なものは上下水道施設運転管理、会計・料金事務、上下水道施設管理台帳データベースの整備、施設の清掃、施設緑地の管理などである。

業務委託のメリットは、専門業者のノウハウをそのまま活用できる、人件費等のコスト削減ができる（町職員数は従来の半分以下）、

情 報

カプセル Now & New

乳幼児医療費助成の 北海道
対象を小学六年まで拡大 上磯町

町は、少子化対策の一環として、乳幼児の医療費助成の対象を小学校六年生まで拡大した。これまでは道と町の施策によって小学校入学前の幼児の入院・外来の医療費は無料としていたが、子育てしやすい環境づくりをねらいに、町独自の措置によって対象を拡大した。

りんごまるかじり条例 青森県
実証モデル事業を開始 板柳町

町は、りんごまるかじり条例実証モデル事業を始めた。リンゴや運搬用箱に添付された認証シールに印刷してあるEIDを町のホームページ上で入力すると、生産者名やリンゴ園の場所、使用した農薬、出荷日等の情報を知ることが出来る。町内約千三百の農家が参加している。

白神山地のミネラル 秋田県
ウォーターを販売 藤里町

町は、世界自然遺産白神山地のわき水を非加熱で除菌したミネラルウォーター「白神山水」を第三セクターが運営する工場「白神山水の館」で生産し、全国各地のスーパーなどで販売している。また、会員制の販売システムも発足し、会員には市価の半額程度で提供している。

役場を効率的な組織に 福島県
改編 只見町

町は、効率的かつ臨機応変に行政課題などに対応できるように、

う、役場の組織を改編した。これまでの七課を総務企画課、町民生活課、産業振興課、環境整備課の四課に再編・統合し、それぞれの課に新たに班を設置。課長補佐職を班長とし、係長職を廃止した。

町活性化に職員グループを発足 群馬県
神流町

合併後間もない町は、職員が一丸となって町の活性化に取り組んでいくため全庁的な職員グループを立ち上げた。発足したのは「神流川リバイバル推進グループ」、「特別政策グループ」、「福祉等複合施設設置推進グループ」の三グループで、現在、政策の検討を進めている。

男女共同参画の標語を 山梨県
ごみ袋に印刷 田富町

男女共同参画社会実現に向けたプランを策定している町は、町民に男女共同参画への関心を高めてもらうため、日常生活でよく目にするごみ袋に標語「女(ひと)と男(ひと)が支えあい」とともに歩むみらいづくり」を印刷し、PRに努めている。

不要になったパソコン 富山県
を無償貸与 福光町

町は、役場で不要になったパソコンを地域でのIT普及に役立てようと、新機器導入に伴いリース切れとなった旧機器を地域団体に無償で貸与している。貸し出しているのはノートパソコン約百台やスキャナー、プリンターなどで、地域に拠点を置く五人以上の団体が対象。

市民農園開設マニュアル 長野県
を作成 売木村

村は、特定農地貸付法により開設者が自治体と農協に限定されている市民農園が、「ふれあい交流農園特区」に指定されたことに伴い村内の農家でも開設できるようにしたことから、市民農園開設マニュアルを作成した。開設方法や料金の目安などを分かりやすく解説している。

住民参加型市場 静岡県
公募債を発行 伊豆長岡町

町は、地方交付税の振り替え財源である臨時財政対策債を活用し、住民参加型市場公募債を発行する。発行額は三億円で、静岡銀行が引受金融機関となつて平成十六年一月に発行していく予定。調達した資金は、青少年健全育成など人づくりのソフト事業等に充てていく。

ティーンフラスタント 愛知県
事業を実施 吉良町

町教委は、独自のティーンフラスタント事業を実施している。教職を目指す大学生が教師の助手をボランティアで務め、学習を支援する取り組みで、子どもたちの学力向上や教職を目指す学生に経験を積んでもらうのがねらい。現在、モデル小学校一校で実施している。

ポランティア育成の 大阪府
里山事業を推進 能勢町

町は、町保有の山を保全・管理するボランティアを育成する里山事業に取り組んでいる。行政主導で整備するのではなく、

参加者手づくりで森林保全を進めていくため、講師もボランティアに委託しているのが特徴。体験イベントを含め、養成講座を開催している。

敬老金を商品券で支給 兵庫県
御津町

町は、敬老の日に七十七歳以上の高齢者に贈呈している「敬老金」を、これまでの現金から町内でのみ使うことができる商品券に切り替えて支給した。町内の産業振興がねらいで、敬老金の額は七十七歳以上が七千円、八十八歳以上が一万円。

町並み保存に町並み 島根県
工房を開設 温泉津町

江戸時代末期から戦前までの古い建造物が旧街道沿いに残っている町は、古い町並みを保存するための事務所「町並み工房」を開設した。同工房には町職員を二人配置し、国の重要伝統的建造物群保存地区指定を目指して、保存地区の設定などに向けた事務などを行っていく。

町立図書館で映画会 鹿児島県
を開催 始良町

町は、百二十席の固定席を設けた視聴覚室がある町立図書館で無料の映画会を開催している。毎週水曜日は大人向けの「水曜名画座」、土・日曜日は親子連れを対象にした「親子映画会」を開催。十月には「高齢者名作映画鑑賞月間」を企画し、懐かしい名画を上映した。

カプセル Now & New

随 想

森を活かす為に



高知県町村会長
あがわ 吾川 村 長
藤 崎 富士 登



高知県の中央部を縦断する仁淀川は、その源を石鎚山（一九八二メートル）に発し、延長二四キロメートル、その水質は日本最後の清流と言われる四万十川よりも優れ、急流のため上・中流は面

河渓谷等奇岩奇石。四季の色彩に富んだ清流である。吾川村はその中流部に位置し、愛媛県と県境を接する。四国山脈の高峰の一つ、明神山（一五四一メートル）を背景に水と緑の大自然の村である。村のシンボル、ひょうたん桜は、国道三三三号（高知市より四五キロメートル）より約三キロメートル山の中腹にある。学名はウバヒガン、蕾が瓢箪に似ているところから、地元ではずっとこの名で親しまれている。県の天然記念物に指定され、樹齢五百年、根回り八メートル、樹高三〇メートル、枝下面積三百平方メートル、枝が四方に広がっていたが、平成四年、この地を襲った台風により、直径六〇余りの大枝を無惨に折ってしまつたが、その後、若枝が力強い生命力を見せている。花は、小輪



ひょうたん桜

一重の淡桃色、下方から咲き始上部へ四・五日かけ咲く古木だけに、長い年月を風雪に耐えてきた神秘的な風格がある。十数年前、全国ネットで放送されて以来、全国から桜見物の車が一日千台を越し、狭い山道へ押し寄せるため、村では駐車場の整備や、道路の整備を行っているものの、対応に追いつかないのが現状である。この時期、二〇戸足らずのこの集落は俄然活気づく。眺望が良く、三方千メートル級の四国の連山を見ることが出来る。桜は期間が短い。少しでも訪れた人達に楽しんでもらうために、周辺一帯にシバザクラ（一ヘクタール）を植え、シバザクラの名所としても知られてきた。

吾川村は八三パーセントが山林である。しかし、林業は一町村で

解決できる課題ではない。生産から加工、販売まで、川上から川下までの対策を仁淀川流域の広域で取り組んでいる。

吾川村には茶以外、これといった特産物はない。地域の活性化を図っていくためには、その地域の特性を生かしながら交流人口を増し、色々な体験を通じ、森の大切さや森の素晴らしさをアピールし、活性化を図っていくと考えている。

森をキーワードに、「桜の森」「風の森」「神の森」「水の森」「湯の森」学びの森の森構想である。「桜の森」は前述した様に、駐車場の整備が終われば一段落する。あとは地域の人々がどう活かしていくかだ。

平成三年、村は明神山に吾川スカイパークを開設した。この辺り一帯は昔から上昇気流の吹く事でも知られている、いわゆる風の森である。明神山頂からパラグライダーでスカイパークへ飛来する。プロ向けのエリアだと言われる。

「神の森」は菜野川神社の伝承郷土芸能数百年の歴史を持つ、国の無形文化財・名野川磐門神楽、「水の森」は、県立自然公園・中津溪谷。平成九年、村はそれぞれの森の拠点として、この中津溪谷の入り口に温泉宿泊施設「ゆの森」を



吾川スカイパーク

情 報

【住所】滋賀県野洲郡中主町大字木部



田中 政之
昭八年五月三十一日生

滋賀県野洲郡中主町長
滋賀県町村会長
会次次のとおり会長を選出した。

新任都道府県町村会長の略歴

建設した。村内産の木材を使い、木の香匂うコテージ、地元の食材を使ったカジュアルな洋風料理のレストラン、木風呂の露天風呂は予想を超える客足である。そして、現在村が最も力を注いでいるのが、明神山につながる長坂山一帯を、生きた教育の場にしよつとの「学びの森」構想。これは森の形を風景画の様にデザインし、その為に必要な調査に参加して楽しみながら、森との関係を学ぼうとするものである。長坂山に自生する、絶滅危惧種に区分されているクマガイソウを始め、ヤマト

【家族】妻・息子夫婦・孫二人

【趣味】ゴルフ

- 岸開発株式会社設立
- 広域斎場建設 最終処分場建設 湖
- 【主な業績】豊積の里総合センター(文化ホール・公民館・保健センター)建設 健康福祉センター建設 防災コミュニティセンター建設 幼稚園建設 シルバー人材センター建設

- 【町村長としての当選回数】四回
- 【町村会関係の経歴】平成十一年滋賀県町村会監事 平成十四年滋賀県町村会副会長
- 【町村長に当選するまでの経歴】昭和四十二年中主町議会議員 昭和五十八年中主町助役

八二番地

グサヤワタナヘ草など、貴重な山野草の保護にも取り組んでいる。吾川村が抱える課題は、どの村にも共通する少子高齢化、環境問題や心のケアが叫ばれる現在、我々の村の宝でもある「森」というものを新たに捉え直し、都会の人々との交流の場を創出していきたい。それによる活力を得ながら、地の利と自然を上手に活かした農業や産業の育成を図り、若者の定住を促したい。ひょうたん桜や、天から授かった「森」という古来の財産を、これからの時代に向けた新しい方向に活かしていきたい。

温泉よりもっと『温泉』!

準天然

トロン温泉



リラクゼーションを提供する浴場は快適施設の心臓部です

★自慢のふるさとをつくりませんか?! トロン温泉
地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活” トロン温泉で若返るふるさと
高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街!
数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台” 歓声が聞こえるトロン温泉
老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが天然温泉の1/10で済むトロン温泉は、行財政改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天然温泉からトロン温泉に切り替えて成功しています。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL: 03-3221-1601(代) FAX: 03-3221-1361

政策リーダー

政策リーダー

介護保険制度見直し論点を整理 介護保険部会

社会保障審議会介護保険部会は十月二十七日、今後の制度全般にわたる見直しについての論点項目を整理した。

同部会はこれまで、平成十五年五月より五回にわたり開催しており、第一期事業運営期間の制度の運営状況等を踏まえて論点項目を整理した。主な論点は、保険者の適正規模（現行の市町村単位の保険者のあり方・広域化）や機能・権限、第2号被保険者の範囲拡大（対象年齢四〇歳から三〇歳に）と第1号被保険者負担割合の軽減、急増している要支援・要介護1の廃止を含めた認定区分の簡素化や給付の在り方、施設・在宅サービスの利用者負担を含めた保険給付の均衡化、在宅サービスの多様性の検討、グループホーム急増への対応等（指定基準見直しや住所地特例等の検討）、医療等との連携によるサービス提供の仕組みづくり、ケアプランの質の検証ができる仕組みづくり、事業者の指導監督等要介護認定における地域差・認定の質・事務手続の改善、調整交付金五%について（現行二五%からの枠外化）、負担・給付の両面から医療・年金・介護など社会保障全般の制度横断的な視点から見た介護のあり方などが揚げられた。

今後は、おおよそ平成十六年三月まで目途にそれぞれの論点に沿って審議を進め、六月までに議論のとりまとめを目指すとしている。

半島振興対策促進大会について

全国半島振興市町村協議会（会長 脇本哲也・北海道知内町長）をはじめ、半島地域の振興を目的として組織されている半島関係三協議会（半島地域振興対策協議会、半島地域振興対策協議会議長連絡協議会）は、来る十二月二日、半島振興計画の推進及び豊かな資源を活用した振興施策の充実等を図るため、半島振興対策促進大会を開催する。

半島地域では、昭和六十年に半島地域の総合的な振興を目的として半島振興法が制定されて以来、交通基盤の整備等に着実な成果が現れているものの、本格的な少子高齢化時代を迎え人口の減少が進行する中、交通通信体系、産業基盤、生活環境の整備等依然として多くの課題を抱えている。

このような状況を打開し、今後の半島地域の更なる振興を図るとともに、国土の均衡ある発展という基本的な考え方を踏まえた地域の個性を生かした発展を実現するため、同大会は、年末の国の予算編成時期にあわせ、毎年、半島関係三協議会共催により開催されている。

大会では、国土交通副大臣、衆・参の国土交通委員会委員長、自由民主党半島振興委員会委員長等を招き、平成十七年三月末をもって期限を迎える半島振興法の延長と更なる充実等を求める大会決議の採択を行うこととしている。また、昨年に引き続き、半島地域の振興のために取り組まれている先進的な事例について、石川県及び長崎県大島町から事例報告を聴取することとしている。

低温等による農作物の被害状況を公表

農水省

農水省は、十月二十八日、本年の低温等による農作物の被害状況（十月十五日現在）を公表した。

それによると本年は、五月中・下旬は低気圧、前線等の影響で東日本の太平洋岸や西日本で曇りや雨の日が多く、六月以降も梅雨前線の停滞等により、北日本から西日本で顕著な低温・日照不足・多雨となった。

このため、北日本及び東日本を中心に、水稻の不稔、生育遅延による登熟不良及びいもち病等の関連病害、豆類に着さや数の減少及び粒の肥大不良、野菜に着花（果）の減少及び小玉化、果樹に果実の肥大不良及び生理障害、飼料作物に生育不良等が発生した。

農作物別の被害見込金額は、水陸稲が二、九八四億円（被害総額の七八%）、次いで野菜が二七四億円（同七%）、果樹が一五七億円（同四%）、雑穀・豆類が一四六億円（同四%）等となっており、農業地域別には、東北の被害が最も大きく一、六五二億円（被害総額の四三%）、次いで北海道が六〇七億円（同二一%）、関東・東山が五五三億円（同二一%）、九州が三〇二億円（同八%）、北陸が二四六億円（同六%）となっている。これほど大規模な低温等による農作物被害は平成五年以来十年振り、政府は既に、農業共済金の早期支払いや天災融資法等に基づく総額二一〇億円に及ぶ低利融資枠の設定等の対策を講じている。